

平成 21 年 8 月 16 日

受益者の皆様へ

JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社

「JPMターゲット・イヤー 2015」、「JPMターゲット・イヤー 2020」
「JPMターゲット・イヤー 2025」、「JPMターゲット・イヤー 2030」
「JPMターゲット・イヤー 2035」、「JPMターゲット・イヤー 2040」
投資信託約款変更（予定）および
「JPMグローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）」繰上償還（予定）
のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「JPMターゲット・イヤー 2015」「JPMターゲット・イヤー 2020」「JPMターゲット・イヤー 2025」「JPMターゲット・イヤー 2030」「JPMターゲット・イヤー 2035」および「JPMターゲット・イヤー 2040」（以下それぞれを「各ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

また、各ファンドが投資対象とする「JPMグローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「不動産マザー」という場合があります。）につきまして、平成 21 年 10 月 28 日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（以下「繰上償還」という場合があります。）させていただく予定ですのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）第 30 条および第 32 条の規定に基づき、法定手続の一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものですのでご了承ください。

敬具

<記>

1. 予定している投資信託約款の変更・繰上償還内容および変更・繰上償還理由

- | |
|---|
| <p>A) <u>各ファンドの純資産総額が運用困難な額に至る前に信託を終了することが受益者の皆様の利益に資すると考えられるため、信託期間を平成 21 年 10 月 29 日までとします。</u>なお、信託期間短縮後は信託終了に向けて、徐々に各ファンドで保有する各マザーファンドを売却しキャッシュ化します。</p> <p>B) 各ファンドの設定が今後増える見込みが少なく、「JPMグローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）」を投資対象とするファンドの解約が増加した場合、純資産総額が運用不可能な水準まで減少する可能性があるため、平成 21 年 10 月 28 日をもって不動産マザーを償還します。これにより、A) により各ファンドの償還が行われない場合でも、不動産マザーの償還のみ行われる可能性があります。この場合、各ファンドの現在の純資産規模を勘案すると、不動産マザーと同様の投資成果を得るための代替手段を用いることは困難であると考えられる一方、その他マザーファンドのみで投資を行っても、各ターゲット・イヤーまでの期間を勘案した運用を行うという各ファンドの特徴を維持することは可能であると考えられているため、各ファンドにおいて、不動産マザーを主要投資対象から除くほか、投資対象とする資産の種類から不動産関連有価証券を除き、それに合わせて各マザーファンドへの投資比率の範囲を変更します。</p> |
|---|

* 詳しい変更内容につきましては、別添の新旧対照表をご参照ください。

2. 手続きおよび日程

前記1.A)の投資信託約款変更にかかる事項について

受益者への新聞公告日	: 平成21年8月16日
異議申立期間	: 平成21年8月16日から平成21年9月17日まで
約款変更の有無の決定日	: 平成21年9月18日
投資信託約款変更適用日(予定)	: 平成21年10月15日(予定)

上記の時点の受益者は、上記の異議申立期間中に、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)に対し、旧投信法第30条の規定に基づき、この投資信託約款変更に関する異議を述べることができます。異議申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご覧くださいませよう願いたします。

前記1.B)の繰上償還にかかる事項について

受益者への新聞公告日	: 平成21年8月16日
異議申立期間	: 平成21年8月16日から平成21年9月17日まで
繰上償還の有無の決定日	: 平成21年9月18日
繰上償還の日(予定)	: 平成21年10月28日(予定)
(繰上償還決定の場合)	

上記の時点の受益者は、上記の異議申立期間中に、委託会社に対し、旧投信法第32条の規定に基づき、この繰上償還に関する異議を述べることができます。異議申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご覧くださいませよう願いたします。

なお、この投資信託約款変更および繰上償還に異議のない場合、何のお手続きも必要ございません。

前記1.A)において、異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が、平成21年8月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、平成21年10月15日を変更適用日とした投資信託約款の変更を行います。なお、異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が、平成21年8月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、投資信託約款の変更は行いません。

前記1.B)において、異議申立てを行った受益者の受益権の口数を不動産マザーを投資対象とする各ファンドおよび「JPM資産分散インカム・ファンド」がそれぞれ保有する平成21年8月16日現在の不動産マザーの受益権口数を基に不動産マザーにおける口数に換算したものの合計口数(以下「不動産マザーに対する異議申立口数」といいます。)が、平成21年8月16日現在の不動産マザーの受益権の総口数の2分の1を超えないときは、平成21年10月28日をもって不動産マザーの投資信託契約を解約し、信託を終了いたします。不動産マザーに対する異議申立口数が、平成21年8月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、不動産マザーの投資信託契約の解約は行いません。

以上の異議申立てにより各ファンドの約款変更または不動産マザーの繰上償還を行わないこととなった場合、投資信託約款変更または繰上償還を行わない旨を異議申立期間終了後、日本経済新聞に公告するとともに、速やかに受益者の皆様へ通知いたします。

なお、平成21年8月13日以降の取得申込分については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご了承ください。

3. 異議お申立ての方法について

予定しております各ファンドの投資信託約款の変更および不動産マザーの繰上償還に異議のある受益者の方は、書面に以下の内容をご記入の上、平成21年9月17日(木)必着で、封書にて、下記宛ご郵送くださいますようお願いいたします。

(1) 宛先 〒100-6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室 宛

(2) ご記入いただく内容

住所 口座名義人名(署名、届印) 電話番号(日中連絡先) ファンド名* ¹ 取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数* ² 投資信託約款を変更および繰上償還をすることについて反対する旨 (1.A)、1.B)のどちらの約款変更および繰上償還に反対するのか、または両方の約款変更および繰上償還に反対するのかご記入ください。なお、2ファンド以上の受益権を保有されている場合は、異議申立を行うすべてのファンドに対してご記入ください。)
--

*¹ 各ファンドのうち、2ファンド以上の受益権を保有されている場合は、異議申立を行うすべてのファンド名をご記載ください。

*² 各ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。また、複数の各ファンドを保有されている場合は、異議申立を行うすべてのファンドについてご記入ください。

(注1)上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(注2)異議申立てを行った受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(注3)取得した個人情報、各ファンドの約款変更および不動産マザーの繰上償還の手續に必要な範囲でのみ使用いたします。

なお、弊社の個人情報保護方針については、

<http://www.jpmorganasset.co.jp/policy/privacy.html> に掲載されております。

4. 異議申立てを行った受益者の買取請求手續について

各ファンドの投資信託約款の変更および不動産マザーの繰上償還が決定した場合には、当該決定事項に異議申立てを行った受益者は、以下の手續により、取扱販売会社を通じて受託銀行(三菱UFJ信託銀行株式会社)に対し、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。また、買取請求の受付は、平成21年9月25日から平成21年10月14日までに受託銀行が受理したものに限りさせていただきますのでご了承ください。なお、異議を申立てた受益者が必ず買取請求手續きをしなければならないということではありません。

弊社より異議申立てを行った受益者に対し「買取請求のご案内」を発送 買取請求必要書類の記入 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ 取扱販売会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込み
--

上記の買取請求手續は、各ファンドの投資信託約款の変更および不動産マザーの繰上償還に異議申立てを行った受益者が、約款変更の場合は旧投信法第30条の2の規定、また繰上償還の場合は旧投信法第32条第3項において準用する同法第30条の2の規定に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なりますのでご注意ください。

買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、受託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額(基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.03%)を控除した価額)とさせていただきます。

なお、上記のような諸般の手續が必要となるため、買取代金のお支払いには、通常の解約請求より日数を要する可能性があります。また、買取の報告書の郵送料および振込手数料は、買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきますので、ご了承ください。

取扱販売会社においては、異議申立期間中も、異議申立ての有無にかかわらず、通常通り、解約の申込みを受付いたします。ただし、上記の買取請求を行った受益権については、解約の申込みを行うことはできなくなりますので、ご注意ください。

各ファンドの投資信託約款の変更および不動産マザーの繰上償還についてのお問い合わせは下記へ
 お願いいたします。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

Tel:03(6736)2350 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

以上

別添

変更の対象となる投資信託約款の内容

(各ファンド共通)

新	旧
(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成21年10月29日までとします。	(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

各ファンドの償還が行われずに、不動産マザーのみ償還された場合には、各ファンドの信託約款において、以下の箇所が変更となります。

(J P M ターゲット・イヤー 2015)

新	旧
(運用の基本方針等) 2. 運用方法 (1) 投資対象 以下の7つの親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。 イ. J P M ジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用) ロ. J P M コクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用) ハ. J P M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) ニ. J P M 日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ホ. J P M 世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ヘ. J P M 米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用) ト. J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) (2) 投資態度 ~ (略) 上記(1)イ、ロおよびハに掲げる各マザー受益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、ヘおよびトに掲げる各マザー受益証券への投資割合が、ターゲット・イヤーの前日までの期間およびそれ以降の期間に応じて次の範囲内となることを目安として、各マザー	(運用の基本方針等) 2. 運用方法 (1) 投資対象 以下の8つの親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。 イ. J P M ジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用) ロ. J P M コクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用) ハ. J P M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) ニ. J P M 日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ホ. J P M 世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ヘ. J P M 米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用) ト. J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) チ. J P M グローバル不動産マザーファンド(適格機関投資家専用) (2) 投資態度 ~ (略) 上記(1)イ、ロ、ハおよびチに掲げる各マザー受益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、ヘおよびトに掲げる各マザー受益証券への投資割合が、ターゲット・イヤーの前日までの期間およびそれ以降の期間に応じて次の範囲内となることを目安として、各マザー

新	旧																		
受益証券への投資比率を随時調整します。	ー受益証券への投資比率を随時調整します。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ターゲット・イヤ ーの前日までの期 間の投資比率</th> <th>ターゲット・イヤ ー以降の投資比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記(1)イ + ロ + 八</td> <td>0% ~ 60%</td> <td>0% ~ 20%</td> </tr> <tr> <td>上記(1)ニ + ホ + へ + ト</td> <td>40% ~ 100%</td> <td>80% ~ 100%</td> </tr> </tbody> </table> ~ (略)		ターゲット・イヤ ーの前日までの期 間の投資比率	ターゲット・イヤ ー以降の投資比率	上記(1)イ + ロ + 八	0% ~ 60%	0% ~ 20%	上記(1)ニ + ホ + へ + ト	40% ~ 100%	80% ~ 100%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ターゲット・イヤ ーの前日までの期 間の投資比率</th> <th>ターゲット・イヤ ー以降の投資比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記(1)イ + ロ + 八 + チ</td> <td>0% ~ 60%</td> <td>0% ~ 20%</td> </tr> <tr> <td>上記(1)ニ + ホ + へ + ト</td> <td>40% ~ 100%</td> <td>80% ~ 100%</td> </tr> </tbody> </table> ~ (略)		ターゲット・イヤ ーの前日までの期 間の投資比率	ターゲット・イヤ ー以降の投資比率	上記(1)イ + ロ + 八 + チ	0% ~ 60%	0% ~ 20%	上記(1)ニ + ホ + へ + ト	40% ~ 100%	80% ~ 100%
	ターゲット・イヤ ーの前日までの期 間の投資比率	ターゲット・イヤ ー以降の投資比率																	
上記(1)イ + ロ + 八	0% ~ 60%	0% ~ 20%																	
上記(1)ニ + ホ + へ + ト	40% ~ 100%	80% ~ 100%																	
	ターゲット・イヤ ーの前日までの期 間の投資比率	ターゲット・イヤ ー以降の投資比率																	
上記(1)イ + ロ + 八 + チ	0% ~ 60%	0% ~ 20%																	
上記(1)ニ + ホ + へ + ト	40% ~ 100%	80% ~ 100%																	
(運用の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。 1. JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。) イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用) ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用) ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) へ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 2. ~ 22. (略) ~ (略)	(運用の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。 1. JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。) イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用) ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用) ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) へ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) チ. JPMグローバル不動産マザーファンド(適格機関投資家専用) 2. ~ 22. (略) ~ (略)																		

(JPMターゲット・イヤ ー 2020、2025)

新	旧
(運用の基本方針等) 2. 運用方法 (1) 投資対象 以下の7つの親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。 イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	(運用の基本方針等) 2. 運用方法 (1) 投資対象 以下の8つの親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。 イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

新	旧																												
ロ．ＪＰＭコクサイ・ダイナミック・マザーファンド（適格機関投資家専用） ハ．ＪＰＭエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用） ニ．ＪＰＭ日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用） ホ．ＪＰＭ世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用） ヘ．ＪＰＭ米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用） ト．ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	ロ．ＪＰＭコクサイ・ダイナミック・マザーファンド（適格機関投資家専用） ハ．ＪＰＭエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用） ニ．ＪＰＭ日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用） ホ．ＪＰＭ世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用） ヘ．ＪＰＭ米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用） ト．ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用） チ．ＪＰＭグローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）																												
(2) 投資態度 ~（略） 上記(1)イ、ロおよびハに掲げる各マザー受益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、ヘおよびトに掲げる各マザー受益証券への投資割合が、ターゲット・イヤーの前日までの期間およびそれ以降の期間に応じて次の範囲内となることを目安として、各マザー受益証券への投資比率を随時調整します。	(2) 投資態度 ~（略） 上記(1)イ、ロ、ハおよびチに掲げる各マザー受益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、ヘおよびトに掲げる各マザー受益証券への投資割合が、ターゲット・イヤーの前日までの期間およびそれ以降の期間に応じて次の範囲内となることを目安として、各マザー受益証券への投資比率を随時調整します。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ターゲット・イヤーの前日までの期間の投資比率</th> <th rowspan="2">ターゲット・イヤー以降の投資比率</th> </tr> <tr> <th>10年以上20年未満</th> <th>10年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記(1)イ + ロ + ハ</td> <td>20% ~ 90%</td> <td>0% ~ 60%</td> <td>0% ~ 20%</td> </tr> <tr> <td>上記(1)ニ + ホ + ヘ + ト</td> <td>10% ~ 80%</td> <td>40% ~ 100%</td> <td>80% ~ 100%</td> </tr> </tbody> </table>		ターゲット・イヤーの前日までの期間の投資比率		ターゲット・イヤー以降の投資比率	10年以上20年未満	10年未満	上記(1)イ + ロ + ハ	20% ~ 90%	0% ~ 60%	0% ~ 20%	上記(1)ニ + ホ + ヘ + ト	10% ~ 80%	40% ~ 100%	80% ~ 100%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ターゲット・イヤーの前日までの期間の投資比率</th> <th rowspan="2">ターゲット・イヤー以降の投資比率</th> </tr> <tr> <th>10年以上20年未満</th> <th>10年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記(1)イ + ロ + ハ + チ</td> <td>20% ~ 90%</td> <td>0% ~ 60%</td> <td>0% ~ 20%</td> </tr> <tr> <td>上記(1)ニ + ホ + ヘ + ト</td> <td>10% ~ 80%</td> <td>40% ~ 100%</td> <td>80% ~ 100%</td> </tr> </tbody> </table>		ターゲット・イヤーの前日までの期間の投資比率		ターゲット・イヤー以降の投資比率	10年以上20年未満	10年未満	上記(1)イ + ロ + ハ + チ	20% ~ 90%	0% ~ 60%	0% ~ 20%	上記(1)ニ + ホ + ヘ + ト	10% ~ 80%	40% ~ 100%	80% ~ 100%
		ターゲット・イヤーの前日までの期間の投資比率			ターゲット・イヤー以降の投資比率																								
	10年以上20年未満	10年未満																											
上記(1)イ + ロ + ハ	20% ~ 90%	0% ~ 60%	0% ~ 20%																										
上記(1)ニ + ホ + ヘ + ト	10% ~ 80%	40% ~ 100%	80% ~ 100%																										
	ターゲット・イヤーの前日までの期間の投資比率		ターゲット・イヤー以降の投資比率																										
	10年以上20年未満	10年未満																											
上記(1)イ + ロ + ハ + チ	20% ~ 90%	0% ~ 60%	0% ~ 20%																										
上記(1)ニ + ホ + ヘ + ト	10% ~ 80%	40% ~ 100%	80% ~ 100%																										
~（略）	~（略）																												
（運用の指図範囲等） 第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。 1．ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託（以下それぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） イ．ＪＰＭジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用） ロ．ＪＰＭコクサイ・ダイナミック・マザーファンド（適格機関投資家専用） ハ．ＪＰＭエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）	（運用の指図範囲等） 第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。 1．ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託（以下それぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） イ．ＪＰＭジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用） ロ．ＪＰＭコクサイ・ダイナミック・マザーファンド（適格機関投資家専用） ハ．ＪＰＭエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）																												

新	旧
ニ．ＪＰＭ日本投資適格債券マザーファンド （適格機関投資家専用） ホ．ＪＰＭ世界投資適格債券マザーファンド （適格機関投資家専用） ヘ．ＪＰＭ米国高利回り社債マザーファンド （適格機関投資家専用） ト．ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用） 2．～22．（略） ～（略）	ニ．ＪＰＭ日本投資適格債券マザーファンド （適格機関投資家専用） ホ．ＪＰＭ世界投資適格債券マザーファンド （適格機関投資家専用） ヘ．ＪＰＭ米国高利回り社債マザーファンド （適格機関投資家専用） ト．ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用） チ． <u>ＪＰＭグローバル不動産マザーファンド</u> <u>（適格機関投資家専用）</u> 2．～22．（略） ～（略）

（ＪＰＭターゲット・イヤー 2030、2035、2040）

新	旧																		
（運用の基本方針等） 2．運用方法 (1) 投資対象 以下の7つの親投資信託（以下それぞれを「マ ザーファンド」といいます。）の受益証券（以 下それぞれを「マザー受益証券」といいます。） を主要投資対象とします。 イ．ＪＰＭジャパン・マザーファンド（適格機関 投資家専用） ロ．ＪＰＭコクサイ・ダイナミック・マザーファ ンド（適格機関投資家専用） ハ．ＪＰＭエマージング株式マザーファンド（適 格機関投資家専用） ニ．ＪＰＭ日本投資適格債券マザーファンド（適 格機関投資家専用） ホ．ＪＰＭ世界投資適格債券マザーファンド（適 格機関投資家専用） ヘ．ＪＰＭ米国高利回り社債マザーファンド（適 格機関投資家専用） ト．ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファ ンド（適格機関投資家専用） (2) 投資態度 ～（略） 上記(1)イ、ロおよびハに掲げる各マザー受 益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、ヘ およびトに掲げる各マザー受益証券への投 資割合が、ターゲット・イヤーの前日ま での期間およびそれ以降の期間に応じて次の 範囲内となることを目安として、各マザー 受益証券への投資比率を随時調整します。	（運用の基本方針等） 2．運用方法 (1) 投資対象 以下の8つの親投資信託（以下それぞれを「マ ザーファンド」といいます。）の受益証券（以 下それぞれを「マザー受益証券」といいます。） を主要投資対象とします。 イ．ＪＰＭジャパン・マザーファンド（適格機関 投資家専用） ロ．ＪＰＭコクサイ・ダイナミック・マザーファ ンド（適格機関投資家専用） ハ．ＪＰＭエマージング株式マザーファンド（適 格機関投資家専用） ニ．ＪＰＭ日本投資適格債券マザーファンド（適 格機関投資家専用） ホ．ＪＰＭ世界投資適格債券マザーファンド（適 格機関投資家専用） ヘ．ＪＰＭ米国高利回り社債マザーファンド（適 格機関投資家専用） ト．ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファ ンド（適格機関投資家専用） チ． <u>ＪＰＭグローバル不動産マザーファンド</u> （適 格機関投資家専用） (2) 投資態度 ～（略） 上記(1)イ、ロ、ハおよびチに掲げる各マ ザー受益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、 ヘおよびトに掲げる各マザー受益証券への 投資割合が、ターゲット・イヤーの前日ま での期間およびそれ以降の期間に応じて次の 範囲内となることを目安として、各マ ザー受益証券への投資比率を随時調整しま す。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">ターゲット・イヤーの前日までの 期間の投資比率</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ターゲ ット・イ ヤー 以降の 投資比率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20年以上</td> <td style="text-align: center;">10年以上 20年未満</td> <td style="text-align: center;">10年未 満</td> </tr> </table>		ターゲット・イヤーの前日までの 期間の投資比率			ターゲ ット・イ ヤー 以降の 投資比率		20年以上	10年以上 20年未満	10年未 満	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">ターゲット・イヤーの前日までの 期間の投資比率</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ターゲ ット・イ ヤー 以降の投 資比率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20年以上</td> <td style="text-align: center;">10年以上 20年未満</td> <td style="text-align: center;">10年未 満</td> </tr> </table>		ターゲット・イヤーの前日までの 期間の投資比率			ターゲ ット・イ ヤー 以降の投 資比率		20年以上	10年以上 20年未満	10年未 満
	ターゲット・イヤーの前日までの 期間の投資比率			ターゲ ット・イ ヤー 以降の 投資比率															
	20年以上	10年以上 20年未満	10年未 満																
	ターゲット・イヤーの前日までの 期間の投資比率			ターゲ ット・イ ヤー 以降の投 資比率															
	20年以上	10年以上 20年未満	10年未 満																

上記(1) イ+ロ+ ハ	60% ~ 100%	20% ~ 90%	0% ~ 60%	0% ~ 20%	上記(1) イ+ロ+ ハ+チ	60% ~ 100%	20% ~ 90%	0% ~ 60%	0% ~ 20%
上記(1) ニ+ホ+ ヘ+ト	0% ~ 40%	10% ~ 80%	40% ~ 100%	80% ~ 100%	上記(1) ニ+ホ+ ヘ+ト	0% ~ 40%	10% ~ 80%	40% ~ 100%	80% ~ 100%
<p>~ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。</p> <p>1. JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</p> <p>イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>2. ~22.(略)</p> <p>~ (略)</p>					<p>~ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。</p> <p>1. JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</p> <p>イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>チ. JPMグローバル不動産マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>2. ~22.(略)</p> <p>~ (略)</p>				